

東京医科大学茨城医療センター虐待防止委員会規程

(設置)

第1条 東京医科大学茨城医療センター（以下病院）に虐待防止委員会を設置する。

(目的)

第2条 「児童虐待の防止等に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、虐待被害を早期に発見し、病院としての対応方針を明確にし、被害者救済を推進することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医師若干名
- (2) 看護師、助産師、若干名
- (3) 医療ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士）若干名
- (4) 総務課長
- (5) その他、病院長が必要と認めた者 若干名

2. 委員会に委員長及び副委員長を置く

3. 委員長、副委員長及び委員は、病院長が任命する

4. 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代行する

5. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない

6. 委員会に欠員が生じた時は、病院長の指名により補充する。但し任期は前任者の残任期間とする。

7. 委員会は原則として年1回開催する。必要がある場合は臨時に召集、開催することができる。

8. 委員会が必要と認めた場合は、院外者を含め、委員以外の者の出席を求めることができる。

(任務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項について調査、協議し、その結果および対策を病院長に報告して承認を得ると同時に、対策の速やかな実施を具申する。

- (1) 虐待防止活動全般に関すること
- (2) 院内において虐待防止を啓発すること
- (3) 地域関連機関との連携を図ること

(事務局)

第5条 委員会の事務は、安全管理室が所管する。

(Child Protection Team)

第6条 委員会の下部組織として、Child Protection Team (CPT) を置き、規約は別に定める。

(1) 決定事項は虐待防止委員会事務局に報告し、事務局は虐待防止委員会を招集する。

附則 この規程は、平成28年6月6日より施行する。